

千葉県教育委員会会議議事録

令和6年度第8回会議（定例会）

1 期 日 令和6年11月13日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午前11時10分

2 教育長及び出席委員
教育長 富塚 昌子
委員 岡本 毅
花岡 伸和
永沢 佳純
櫻井 直輝

3 出席職員

教 育 次 長 井田 忠裕
教 育 次 長 杉野 可愛

企画管理部

企 画 管 理 部 長 福田 有理
学 校 危 機 管 理 監 原 義明
県 立 高 校 統 括 監 細川 義浩
教 育 総 務 課 長 吉本 明広
教育総務課副参事兼人事給与室長 神澤 賢
教 育 政 策 課 長 古谷野 久美子
財 務 課 長 北村 規彦

教育振興部

教 育 振 興 部 長 荒金 誠司
教 育 振 興 部 次 長 里見 学
児 童 生 徒 安 全 課 長 伊澤 浩二
教 職 員 課 長 鈴木 克之

企画管理部

教育総務課人事給与室人事班長 川名 康博
同 給与制度班長 吉田 史展
同 主査 御山 益宏
財 務 課 予 算 班 主 査 奈良 謙次
同 副主査 清田 大成

教育振興部

教職員課主幹兼小中学校人事室長 金親 秀樹
同 管理主事 松本 聡

事務局

企画管理部教育総務課
主幹兼委員会室長 山口 聖剛

同	副主幹	小合	基夫
同	主査	杉本	浩二
同	主査	岡本	多佳乃

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 櫻井 直輝 委員

6 令和6年度第7回千葉県教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第33号議案から第35号議案の議案3件、第4号報告の報告議案1件、報告1の報告1件である。第34号議案及び第35号議案については、教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、非公開により審議する。

8 進行役の指名

千葉県教育委員会会議規則第27条の2の規定に基づき、ここからの進行を岡本委員にお願いする。

9 審議事項

第33号議案 懲戒処分の指針の一部改正について

【教育総務課長】

本件の改正理由であるが、飲酒運転は死亡事故につながる危険性がきわめて高い重大な違法行為であり、飲酒運転根絶条例において職員が県民に範を示すべき立場として率先して飲酒運転根絶に取り組むこととしていることから、酒気帯び運転の検挙や、飲酒運転を知らずながらの同乗なども含め、指針上、原則として免職の取扱いとするものである。

改正内容のとおり、酒気帯び運転をした職員は、「免職」とし、飲酒運転であることを知りながらその車両に同乗していた職員、又は運転することを知りながら飲酒をすすめた上、飲酒運転を止めなかった職員は、「免職」とする。なお、情状酌量すべき事由が認められるものは、指針に基づき、処分量の軽減を行う。最後に、本改正は、令和6年11月14日以降に発生した事案から適用する。

【岡本教育長職務代理者】

第33号議案について、可決したいがよろしいか。

【教育長・委員】

よい。

【岡本教育長職務代理者】

第33号議案は、原案どおり可決する。

第4号報告 教育委員会所管に係る令和6年度12月補正予算案について

【財務課長】

本件は、令和6年度12月補正予算案を知事が議会に提出するにあたり、予算案のうち教育委員会所管に係る歳入歳出予算について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、令和6年10月23日付けで本委員会に意見が求められたが、審議いただく時間がなかったことから、千葉県教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定により、教育長が臨時に代理し、10月25日に知事に対して、本委員会として異議がない旨、回答したことを報告するものである。

教育委員会所管に係る補正予算額は、一般会計で、108億2,554万7千円の増額であり、補正後の予算額は、3,908億3,710万5千円である。なお、性質別内訳、項別内訳、財源内訳については、記載のとおりとなっている。次に補正予算の内容について説明する。「教職員人件費等」は、令和6年人事委員会勧告に基づく給与改定に係る所要額を精査し、108億2,554万7千円を増額するものである。

次に繰越明許費について(1)「高等学校施設整備費」は、浦安南高校における公共下水道接続工事について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、5千万円の繰越明許費を設定するものである。(2)「県立高等学校全日制課程運営費」は、旭農業高校で農業実習に利用するワゴン車の購入について、入札不調により年度内の納品が困難となったことから、440万9千円の繰越明許費を設定するものである。

債務負担行為の追加について「県立学校施設整備事業」は、県立学校に入学した障害のある生徒への対応として、エレベーターの設置を行うにあたり、早期に実施設計に着手するため、今年度から令和7年度までの債務負担行為2,300万円を設定するものである。

第4号報告は終了。

報告1 令和5年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果の概要について

【児童生徒安全課長】

この調査は、児童生徒の生徒指導上の諸課題の現状を把握し、今後の施策の推進を目的として、文部科学省により毎年実施されている。主な調査項目は、「暴力行為」「いじめ」「不登校」「高等学校の中途退学」「自殺」となっている。調査対象は、国公立小・中・高・特別支援学校であり、調査対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までである。

調査結果の概要のうち、暴力行為について、県内公立小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は、7,263件で、前年度より423件増加し、児童生徒1,000人あたりの発生件数は、全国が8.7件、千葉県公立学校が13.5件となっている。校種別発生件数であるが、小学校は5,636件で前年度より37件増加、中学校は1,463件で298件増加、高等学校は164件で88件増加している。背景として、学校等への聴き取りからは、感情をうまくコントロールできない子供が増えている他、同じ児童が複数回にわたり暴力行為を行っている事例が報告されている。また、高等学校については、前年度に比較し暴力行為の発生件数が倍以上に増えていることから、学校に個別に聴き取りを行うなど、さらに分析を進めているところである。対策等として(ア)から(キ)の取組を実施する中で、学校種を越えた連携を深め、教育活動全体を通して、他人への思いやりの心を育むことや、規範意識を醸成するよう努めていく。特に、(キ)にあるように、加害児童生徒へのより効果的な指導、支援につなげるため、警察や法務少年支援センター等との連携をより一層推進していく。

本県公立学校のいじめ認知件数は、54,455件で、前年度より1,735件増加した。いじめの態様については、すべての校種においては「冷やかしかからかい、悪口等」が最も多くなっている。校種別認知件数は、小学校は46,584件で前年度から1,268件増加、中学校は6,857件で368件増加、高等学校は860件で128件増加、特別支援学校は

154件で29件減少している。

いじめ重大事態の発生件数は、102件で前年度より39件増加している。そのうち、児童等の生命や財産等に重大な被害が生じた疑いがあるとされる1号事案は42件、児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがあるとされる2号事案は、35件であり、1号、2号の両方に該当するものが25件となっている。また、校種別発生件数では、小学校が33件で9件増加、中学校が30件で10件増加、高等学校が38件で19件増加、特別支援学校は1件で前年度は0件だった。対策等として、15の取組を列挙しているが、特に(ク)児童生徒向けの啓発資料について、弁護士や精神科医等、専門家の参画も得ながら、内容を充実させていきたいと考えている。また、(ソ)のいじめ重大事態調査員については、今年度新たに導入したものであるが、いじめ防止対策等の専門的な知見を有する人材をいじめ重大事態が発生した県立学校に直ちに派遣し、助言を行いながら、集中的に調査を実施して被害児童生徒が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう必要な対応を取るもので、引き続き有効に活用していく。

不登校児童生徒数について、小学校は5,713人で前年度より1,113人増加、中学校は8,587人で1,105人増加、高等学校は3,108人で292人増加している。前年度まで「不登校の要因」としていた調査項目は、今年度から「不登校児童生徒について把握した事実」を複数回答するものになっている。最も多いものが小・中・高等学校とも「学校生活に対してやる気が出ない等の相談」だった。次いで、小中学校では「不安・抑うつ」、3番目が「生活リズムの不調」となっている。高等学校では、「生活リズムの不調」「学業の不振」の順になっている。増加の要因として、教育機会確保法の施行を契機に、「不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つ」との考えが徐々に社会に浸透し、保護者の間でも「無理に登校を促すのではなく学校を休ませる」との考えが増えてきたことが大きく関係していると捉えている。不登校児童生徒への支援については、千葉県不登校児童生徒の教育機会の確保を支援する条例とその理念を具現化した基本方針に則り、多様な教育機会を確保するための施策を進めていく。具体的には、(ア)関係機関との連携として、例えば、現在、フリースクールと学校、教育委員会との連携強化のためモデル事業を実施しているところであり今後、その成果を広く周知していく。また(サ)今年度から始めた中学生を対象としたオンライン授業配信(エデュオプちば)については、毎日120名程度の中学生が、オンラインによる双方向型の授業に参加しており、今後も、受講者にアンケートを取りながら授業内容の充実等に努めていく。次に、高等学校の中途退学者数は、999人で前年度より140人増加し、中退率は1.12%で前年度より0.19ポイント増加している。中途退学の理由は、「学校生活・学業不適應」が最も多く、全体の53.6%となっている。対策等として、担任等による定期的な個人面談等きめ細かな指導に加え、今年度、すべての県立高等学校にスクールカウンセラーの配置を完了したところであり、これに加え、スクールソーシャルワーカーを核として福祉との連携を強化するなど、学校が組織として生徒を支援する体制を充実させていく。

本県公立小・中・高等学校における自殺者数は、小学生が1人、中学生が5人、高校生が13人の合計19人で、前年度より4人減少している。対策等であるが、(ア)高校生を対象としていたICTを活用したWEB上でのストレスチェックを今年度、中学生にも拡大し、ストレスの高い生徒を早期に把握して支援に繋げるよう取り組んでいる。また、「児童生徒の自殺予防のための総合的な取組」として、児童生徒・保護者・教職員それぞれを対象とした自殺予防啓発動画を作成し、視聴を促すなど取り組んでいるところであり、引き続き、児童生徒の自殺予防に向けた施策を推進していく。

【花岡委員】

特別支援学校のいじめ件数について、令和5年度は全国的には増えているが、千葉県の数は減っている。これは、現場の先生の働きかけによるものが大きいと思うが、具体的にどのような働きかけをしたのか。

【児童生徒安全課長課長】

県立学校全体で、児童生徒への個人面談等をとおして、きめ細かに丁寧に関わっていくよう

取り組んでいる。こうした取組が、いじめを未然に防止したり重大化を防いだりすることにつながっていると考える。

【花岡委員】

普通校に比べて特別支援学校では、教員一人あたりに関わる児童生徒の数が少ないこともあり、児童生徒一人一人に手厚く関わるができると思う。これをプラスに捉えて、普通校においても人員を増やすということも含めて、児童生徒により距離を近づけて目が行き届くような対策を検討いただければと思う。

【永沢委員】

不登校は、一人一人の児童生徒によってどういった働きかけをするかが、非常に悩ましいところであるが、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーがいることで、それぞれの学校がより良い判断をすることができる。スクールカウンセラーの配置人数を増やしているので、今まで以上にスクールカウンセラー同士の横のつながりを作りながら、県内のどの地域でも同じような不登校児童生徒への対応ができるようにしてもらいたい。

【児童生徒安全課長課長】

スーパーバイザーが非常に大きな役割を担っていると考える。研修を行う際には、カウンセラーの間での情報交換の場を設けているので、さらに充実させていきたい。

報告1は終了。

教育長報告 教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求める請願書について

【富塚教育長】

令和6年10月4日付けで受理した「教員の未配置を完全に解消するための抜本的な対策を求める請願書」への対応について説明する。本請願の趣旨は、県の責任で法律に定められた教職員の未配置を完全に解消するための対策を講じることを求めるものである。

請願項目は5項目になる。1点目は「文部科学省が認めている産休・育休の先読み加配を確実に活用して、年度初めからの産育休の未配置をなくすこと」2点目は「県費採用枠で年度初めから、教員を確保し年度初めの定数内未配置をなくすこと」3点目は「小学校で1学級の人数を36人以上にしないこと」4点目は「特別支援学校の未配置を解消するための特別な措置を講じること」最後に5点目は「毎月1日時点での未配置数を改竄することなく正確に公表すること」を要望している。

これらの請願項目のうち、1点目、3点目及び4点目については、本年9月2日付で受理した請願書の請願項目と全く同一であり、10月16日の第7回定例の教育委員会会議において、項目ごとに状況を説明し、付議しない旨を報告した。その後、引き続き取組を進めており、今回改めて報告すべき状況の変化はない。

2点目について、県単定数は国の定数では措置されない教職員について措置しているところであり、引き続き教職員定数の改善について国に要望をしていく。また、年度始めからの未配置や、本来措置すべき正規教員を措置できない状況については、極めて重く受けとめており、令和7年度に向けても、募集定員を超える合格者を決定したところであり、年度初めの未配置解消に向けて引き続き取り組んでいく。

最後に5点目については、今回初めて出された項目なので、経緯を説明する。教育委員会では、未配置の状況を把握し、講師の確保など適切な対応につなげるため、事務処理上の資料として、市町村教育委員会から定期的に人数の報告を受けている。

この度、当該報告にある未配置の人数について、市町村から報告された人数と県教育委員会が取りまとめた人数を再確認したところ、認識の齟齬から、計上が誤っていたことが判明したため、再確認を行い、正しい人数に修正した。この人数について、改竄という事実は全くない。

今後についても同様の誤りが生じないように、事務処理上の留意点の再確認等を行い、周知を徹底していく。

以上の通り、本請願の取り扱いについて慎重に検討した結果、いずれの請願項目についても、すでに取り組み方針を明確に定め、取り組みを進めており、また県議会の場でも、県教育委員会の考えを表明していることから、付議しないこととした。引き続き教員志願者の確保と、学校現場の働き方改革の推進に全力で取り組んでいく。

委員報告 県立千葉女子高等学校の委員視察について

【櫻井委員】

11月6日に千葉県立千葉女子高等学校へ、永沢委員と私で視察したので私から報告する。当日は、普通科のICTを活用した授業と、総合的な探究の時間の授業を視察した。1コマ目に化学の座学と実験の授業、家庭科の被服の授業を、2コマ目に1年生・3年生の総合的な探究の時間の授業を視察した。まず、ICTの活用状況としては、タブレットを活用して、教師が用意したプリントをプロジェクターに投影して、その場で書き込みをしたり、指示を出したりしながら、問題を解く形の授業展開が見られた。教師からの問いかけによって全体で考える時間や、話し合う時間を中心に授業が構成されており、生徒同士が活発に意見交換しているのが見られたのが良かった。また、学校の雰囲気がとても良く、落ち着いた環境の中で学習や生活ができていくように感じた。昨今、高等学校の共学化ということが政策課題として全国的に言われているが、女子生徒に対して落ち着いた雰囲気であったり、安心して学べたりする場所を提供できていることは、千葉女子高等学校の特色、あるいは千葉県における女子教育の特色だとも言えるし、様々なニーズがあるということに鑑みて、多様な選択肢を用意していくことが公教育として重要だと感じている。

当日、家政科の授業を見ることはできなかったが、家政科主任から取組について話を聞いた。古着プロジェクトといった地域の活動や、旭農業高等学校と連携した取組などが新聞に取り上げられ、そうした学校の取組が社会に発信されていて非常に素晴らしいと感じた。また、個人的な意見になるが、千葉商業高等学校が行っているアントレプレナーシップ教育などと連携をしていくことで、専門学科の教育内容がさらに市内に広まっていくと感じたので、今後、近隣の学校だけでなく、県内の専門学科を持っている高校同士がうまく連携していける仕組みを仕掛けていくと、専門学科への志望者も増えて活動も活発になっていけると感じた。

一方でICT環境の整備については、まだまだ課題があると感じた。普通教室の方はかなり整備が進んでいたが、化学の実験の授業を行っていた特別棟の方は、まだアクセスポイントが十分に整備されていない状況で、ICTサポートのスタッフの方々の工夫によってどうにか凌いでいるという状況であった。パソコンのネットワーク共有機能を使って、Wi-Fiの代わりに提供している状況で、この点は改善すべきところだと感じた。ただ、学習環境やICT環境については、教育庁主導で整備していくものだと認識しているので、引き続きICT環境の整備拡充に努めていただきたい。

【富塚教育長】

櫻井委員からの報告について、状況を2点説明する。1点目は学校間の連携の部分であるが、教育庁の予算事業として取組があり、昨年度も普通科の茂原高等学校と専門学科のある茂原樟陽高等学校が連携して、地域課題への取組というものを行った。そのような事例が、今年度も県内各地で行われており、普通科と専門学科との連携、あるいは専門学科同士の連携による学校独自の情報発信の取組を行っているので、引き続きこうした生徒たちの主体的な取り組みを支援していきたい。

2点目の特別教室のICT環境については、県の課題であり、昨年度も可搬型のアクセスポイントの整備を進めており、現在、普通教室については多くの学校で、ICT環境が概ね整ってきている。しかし、校舎の構造上、多くの学校が普通教室棟と特別教室棟と分かれており、普通教室棟のICT環境を優先して整えていたため、特別教室棟については、順次整えている

状況にある。また、例えば農業高校などでは実習棟が校舎から離れていて、そこでは Wi-Fi が全く届かない状況にある。スマート農業などの学習で実習棟や農場などでも、ICT機器を活用できるようにすることは、学びの充実に向けての県の課題として認識しているので、引き続き ICT環境の充実に努めていく。

<傍聴・報道 退出>

第34号議案 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の原案について

第35号議案 特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の原案について

教育総務課副参事兼人事給与室長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

10 教育長閉会宣告

令和6年12月18日 署名人